

4年生8月入所用

令和8年度

学童クラブ 入所申請のご案内



～学童クラブ入所申請前に必ずお読みください。また、入所後の保管もお願いします。～

8月1日～8月31日※1の期間、学童クラブにおいて小学4年生の受け入れを行います。

※1 育成期間については、令和8年第2回日野市議会定例会における条例改正後の適用となります。

● 令和8年度 4年生8月入所受付について

受付期間 令和8年6月18日(木)から7月8日(水)まで

※受付期間を過ぎての申請は、受付いたしません(不足・不備書類の提出も含む)。

申請方法 電子申請(下記の二次元コードより申請をお願いします。)



※電子申請での申請が難しい場合は、下記の問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ先】

窓口:日野市子ども部子育て課(子ども包括支援センターみらいく 1階)

所在地:日野市神明1丁目13番地の2

受付時間:午前8時30分から午後5時(土、日、祝日を除く)

学童クラブの名称と所在地(小学4年生入所可能施設)

学童クラブ名	所在地	電話番号	人数	学校区
さくら第二学童クラブ	多摩平 6-21 五小内	583-7337	10	五小
●五小学童クラブ	多摩平 6-21 五小内(校舎内)	585-5456	10	
●さくら第一学童クラブ	多摩平 3-21 六小内	584-9106	10	六小
旭ヶ丘東学童クラブ	旭ヶ丘 2-1	583-3181	10	旭ヶ丘小
●あさひがおか学童クラブ	旭ヶ丘 5-21-1 旭ヶ丘小内	583-0910	5	
●たけのこ学童クラブ	西平山 2-3-1 滝合小内	581-2885	5	滝合小
●ひのだい学童クラブ	日野台 2-1 三小内(校舎内)	584-8551	10	三小
●しんめい学童クラブ	神明 3-10-4 しんめい児童館内	583-0254	10	七小
●七小学童クラブ	神明 3-2 七小内	582-2820	10	
●東光寺小学童クラブ	新町 3-24-1 東光寺小内	586-3293	10	東光寺小
●南平小学童クラブ	南平 4-18-1 南平小内	594-5432	10	南平小
南平小よつば学童クラブ		594-7700	10	
四小学童クラブ	石田 430 四小内	581-3044	5	四小
●ふたば学童クラブ	日野本町 6-1-3 ふれあいホール内	581-7674	10	仲田小
たかはた学童クラブ	高幡 1011 福祉支援センター内	591-0115	10	潤徳小
●夢が丘小学童クラブ	程久保 550 教育センター内	594-1649	10	夢が丘小
●七生緑小学童クラブ	百草 896-1 七生緑小内	593-4447	5	七生緑小

●印・・・公設民営の学童クラブとなります。土曜日を含むすべての開所日で午後7時までの延長育成を行っています。また、土曜日は午前8時から開所しています。

同一学校区に2つ以上の学童クラブがある場合や、施設内でクラス分けを実施する場合があります。いずれも希望制ではありませんのでご了承下さい。また、通われている小学校区外(※私立小学校等に通われている場合は居住する小学校区外)の学童クラブへのお申し込みはできませんので、ご注意ください。

学童クラブとは

保護者が就労等により日中家庭にいない児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業です。

1. 学童クラブに入所できる要件



1. 児童の要件

学童クラブに入所できるのは、次の(1)(2)のすべてに該当する児童です。

- (1) 日野市に在住する小学4年生の児童
- (2) 保護者(養育者)が就労等により、日中に適切な監護を受けることができない児童

2. 保護者の要件

保護者(養育者)が、**就労・疾病・障害・介護・看護・就学等の理由**により昼間家庭において児童の適切な監護に当たれなく、適正な保育を行うことができないと認められる場合。なお、下表の要件を満たす必要があります。

勤務終了時間、勤務日数など
月曜日から土曜日 午後 2 時以降、かつ週 2 日以上

2. 開所日と時間

月曜日から金曜日の午前8時00分～午後6時30分 (土曜日は午前8時30分～午後5時45分)(※)
※公設民営のクラブ(1ページ●印の学童クラブ)は、土曜日を含むすべての開所日で

午前8時00分～午後7時00分

- (1) 午後5時45分以降午後6時30分(※)までの延長育成を実施しています(土曜日を除く)。

※公設民営のクラブ(1ページ●印の学童クラブ)は、土曜日を含むすべての開所日で
午後7時00分までの延長育成を実施しています。

- (2) 延長育成の利用には、別途延長育成費1,500円(※)が必要になります(減免制度あり)。

※午後7時00分までの延長育成の利用には、別途延長育成費1,000円が追加で必要になります。

3. 育成期間・休所日

育成期間: 令和8年8月1日(土)から8月31日(月)

休所日: 日曜日、祝日(8/11)

※育成期間については、令和8年第2回日野市議会定例会における条例改正後の適用となります。

4. 学童クラブ費と納付方法

1人月額 6,000円 (※減免制度あり)

- (1) 後日送付される納付書により、指定金融機関又はコンビニ等でお支払いいただくか、スマートフォンアプリやクレジットカード等のご利用によるキャッシュレス決済でお支払いください。
- (2) 現在、兄弟姉妹が学童クラブに入所中で口座振替を利用している方や、以前にお子様や兄弟姉妹が学童クラブに入所していて、口座振替を利用していた方については、同じ口座から振替させていただきますので、ご了承ください。納付書払いを希望される場合は入所申請時にお申し出ください。

5. 入所申請に必要な書類

申し込み書類の書式は日野市ホームページ(「子ども・子育て・教育」→「児童館、学童、ひのっち」→「学童クラブ」)からもダウンロードできます。

1. 障害のある児童で手帳をお持ちの場合＝障害者手帳等の写し

2. 児童を監護できないことを証明する書類(就労証明書等)

児童の保護者(両親)分が必要です。

下表を参考にご用意ください。不明な点はお問い合わせください。

申請要件	必要書類	注意事項
① 就労(外勤者)	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者(両親)それぞれの分が必要です。 ・申請時より3か月以内のものが必要です。 ・勤務終了時間が午後2時以降、かつ週2日以上である必要があります。 ・変則勤務の方または日曜日、祝日を含む勤務の方は、シフト表やタイムカードの写しを必ず添付してください。 ・就労証明書は保育所の申込みと共通書式になっています。
② 就労(自営・内職者)	就労証明書 スケジュール表	
③ 疾病・障害	申立書 <u>医師の診断書(市指定の書式)</u> 証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブを必要とする日数を確認させていただきます。診断書は、市指定の書式を必ずご使用ください。
④ 介護・看護	申立書 スケジュール表 証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・証明する書類とは、介護保険被保険者証、身体障害者手帳の写し、医師の診断書等のいずれかです。
⑤ 就学 (就労に必要な就学)	申立書、在学証明書又は入学許可書の写し、1週間の通学スケジュール表(時間割表)	<ul style="list-style-type: none"> ・授業終了時間が午後2時以降、かつ週2日以上である必要があります。

3. 延長育成利用申請書(午後5時45分以降の育成を希望する方)

4. 学童クラブ費減免申請書(該当する方)

6. 入所の決定

申請受付期間内に提出された書類を対象に学童クラブの入所基準を満たすか確認します。その確認を踏まえ、申請者数が学童クラブの受入上限人数より少ない場合は、入所を決定します。

入所基準を満たしている申請者数が申請先の学童クラブの受入上限人数を超えた場合には、入所選考基準に基づき、入所指数の高い方から入所を決定します。ただし、受付期間を過ぎての申請は、空き状況に関わらず受付いたしませんのでご了承ください。

7. 学童クラブ費の減免

●申請から決定までの流れ

・「学童クラブ費減免申請書」を入所申請時にご提出ください。

・減免資格の有無については、申請者の同意のもと子育て課が課税台帳等を照会し、確認します。

・申請に基づき審査し、決定の場合は「減免決定通知」、却下の場合は「減免却下通知」にてお知らせします。

※下記①から④の減免を重複して受けることはできません。

※申請書が提出された月以降の適用となります。遡っての適用はできませんので、ご注意ください。

※申請受付は子育て課窓口のみとなります。

世帯状況	学童クラブ費 (6,000 円/月)		延長育成費 (1,500 円/月)		延長育成費(1ページ●印 の学童クラブ)で午後 6 時 30 分を超えてご利用の場合) (2,500 円/月)	
	減免の扱い	減免決定後	減免の扱い	減免決定後	減免の扱い	減免決定後
① 生活保護世帯の方	全額免除	0 円	全額免除	0 円	全額免除	0 円
② 住民税非課税世帯 の方(※)	全額免除	0 円	全額免除	0 円	全額免除	0 円
③ 同一世帯で2人以上の 児童が学童クラブに入所 している方	2人目以降の 児童1人につき 3,000 円 減額	3,000 円	2人目以降の 児童1人 につき 600 円 減額	900 円	2人目以降の 児童1人 につき 1,000 円減額	1,500 円
④ ひとり親家庭等医療証の 交付を受けている世帯	児童1人 につき 3,000 円減額	3,000 円	児童1人 につき 600 円減額	900 円	児童1人 につき 1,000 円減額	1,500 円

※ 世帯状況②における世帯の考え方:子育て課では、「同居」「同居でない」に関わらず、児童に対して保護者(父・母)となる場合を「世帯」とします。

※ 市の職員による課税情報等の照会に同意いただけない場合や、②に該当で令和8年1月1日に日野市にお住まいでない場合は、以下の証明書類を添付してください。

① →生活保護受給証明書 ②→該当年度の非課税証明書 ④→ひとり親医療証の写し

8. 注意事項

- 次に該当する場合は、自ら辞退、又は退所していただきます。
 - ・虚偽の申し込みをした場合。
 - ・入所の意思がなくなった場合。
 - ・月の途中で勤務先を退職した場合、または育児休業を取得した場合。ただし退職後、求職活動をする場合に限り、退所が猶予されます。
- 就労証明書、診断書等、不足の書類がある場合は、締切日(7月8日)までにご提出ください。なお、締切日までに提出ができなかった場合は、受付いたしません。
- 学童クラブ費に未納(納付期限を過ぎているもの)がある場合は、速やかに未納分を全額納付してください。
- 学童クラブでは医療行為はできません。
- 市では小学校区ごとに学童クラブを設置しています。小学校区外の学童クラブへのお申し込みはできませんので、ご了承ください。
- 入所申請を取り下げる場合、又は学童クラブへの入所を辞退する場合は、「辞退届」を子育て課にご提出ください。(辞退の手続きはホームページより電子申請でもできます。) 届出がないと、実際には学童クラブに通っていない場合でも、学童クラブ費を納付いただくこととなります。書式は、日野市ホームページからダウンロードできます。